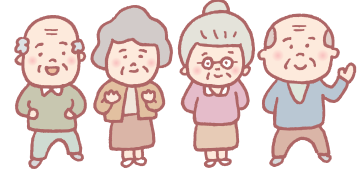


高齢者の在宅生活を支えます

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。



家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます(事前申請が必要)。

※市民税非課税世帯が対象。

※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象外。

※茂原市社会福祉協議会で持っている紙おむつの支給と本事業の併用不可。

高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊

(ショートステイ)

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊を実施します。

※利用料は1日当たり1600円、利用期間は原則として月7日間以内。

②緊急時の生活援助

(ホームヘルプサービス)

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助を実施します。

※利用料は1時間当たり300円、利用回数は原則

として週2回以内。

徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になった時、GPSを利用して位置を特定します。

※利用料など自己負担あり。

福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸し出します。

※基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料。それ以外は自己負担。

介護機器貸付け

市内在住の高齢者および身体障害者に介護機器を貸し付けます。

※設置の費用など自己負担あり。

家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。

※市民税非課税世帯が対象。

問合せ

高齢者支援課

地域包括支援室(2階)

☎(20)1583、☎(26)6788

「茂原市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)」のパブリックコメントを実施しています

市では、令和3年度から5年度までの高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた「茂原市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定を進めています。

計画の策定にあたり、広く市民の皆さまからのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しています。

◆提出期限 2月3日(水)

◆閲覧場所 高齢者支援課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開コーナー、本納支所

◆提出方法 郵送、FAX、メール、書面の持参(土日・休日を除く)

提出・問合せ 高齢者支援課地域包括支援室(2階) 〒297-8511 茂原市道表1
☎houkatu@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1583、☎(26)6788

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
問合せ 秘書広報課(3階) ☎(20)1512、☎(20)1601